

平成29年4月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成29年4月24日（月） 午前10時00分～午前11時24分

○ 場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○ 出席者

教 育 長 首 藤 修 一

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 橋 爪 利 明

委 員 駒 田 真 由 美

事 務 局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 水田 広茂

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 森田 大輔 保健給食課長 西尾 浩樹

教育センター長 吉川 弘美 生涯学習課長 後藤 勝義

ほか担当職員

○ 審議内容

議案第17号 守口市義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問（案）

【説明要旨】

○事務局 それでは平成30年度使用小学校教科用図書（特別の教科道徳）の調査・研究に関する諮問（案）。平成27年3月に文部科学省による学校教育法施行規則及び小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部指導要領の一部改正で、道徳の時間が特別の教科道徳として位置づけられ、小学校及び義務教育学校前期課程においては、平成30年度より全面実施となることから、平成29年度に特別の教科道徳の教科書の採択を行う必要がございます。教科用図書の採択は教科用図書が、教科の主たる教材として学校教育において学力向上や学習意欲を高める上で、重要な役割を果たしていることに鑑み、綿密な調査・研究に基づき適正かつ公正に行われる必要があることから、守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第3条の規定に基づき、教育委員会か

ら教科用図書選定委員会に諮問し、答申を受け採択をさせていただきたいと考えております。

それでは諮問（案）の内容について説明させていただきます。本市の教科書採択における基本的な視点として5点を挙げております。

1つ目に自己をみつめながら、道徳的価値の意義及びその大切さを理解することができる工夫がある。

2つ目に問題解決的な学習や体験的な学習を通して、物事を多面的・多角的に考える工夫がある。

3つ目に生き方の課題を考え、それを自己の生き方として実現していこうとする思いや願いを深めることができる工夫がある。

4つ目に考えたり、発表する場面でのICTを活用した例示、デジタル化した資料の添付、デジタルコンテンツの活用等ICT活用の工夫がある。

5つ目に小中のつながりを意識して、9年間の学びの系統性を考慮した記述の工夫がある。の5点でございます。

なお、留意事項として1つ目に教科用図書（特別の教科道徳）の選定にあたっては、適正かつ公正に努める。2つ目に全ての発行者の教科用図書を綿密に調査・研究する。3つ目に調査・研究にあたっては大阪府教育委員会が別に提示する種目ごとの小学校教科用図書、特別の教科道徳選定資料を活用する。4つ目に選定委員会は調査のための観点を設け、適切な調査資料を作成するとともに、教科用図書における意見を平成29年7月7日金曜日までに提出する。の4点を確認させていただきたいと考えております。

なお、別紙において平成30年度使用教科書の採択及び採択事務の処理について、大阪府教育委員会を通じて文部科学省から来ておりますので、通知の内容に関して御参照願います。以上簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【審議状況】

○委員 道徳というのは今までは教科としてあらゆる教育活動を通じて指導していくという、そういうものであったのが、今回教科書を定めて道徳の時間をさいて、指導していくということになったわけですけれども、従来とこれからの教科書そのものとは直接関係ないんですが、教科書を使って指導していくということで、今までとどういうところが

違ってくるのかが、もう一つよくわからない。それにかかわって担当し教えられる先生というのは、今までとどう違うのかというあたり、少し前説として御説明いただけますでしょうか。

○事務局　　道徳につきましては、御指摘のとおり教科書ができるということで実際教科書を用いて先生方も御指導していただくということでございます。これまでも読み物資料というのを活用してやってまいりましたので、そのあたりにつきましては、大きく変わることはございません。ただ国のほうも、「考え議論する道徳」ということで、答えが1つでない課題について実際に考えていくということを強調しております。合わせまして、教科ということの評価というのも加わってまいります。評価につきましては、個人内評価をもとに実施していくということで、記述式ということで国も方向性を示しているところがございます。いま委員にございましたとおり、教科書につきましては基本的な五つの視点をふまえ守口市で最も適した教科書を、調査・研究して教育委員会で採択していただくとともに、さらにその使用にあたりましては研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員　　評価ということで非常に大きな変化があるわけですが、これについては各学校に対する指導とかあるいは研修とか、これはどうなっているのでしょうか。

○事務局　　道徳の研修につきましては、今年度指定校を指定しまして、研修を進めてまいりたいと考えております。なお、今年度、小学校の教科書採択、来年度には中学校の教科書採択と続きますので、今年度連続5回の研修を予定しております。内容としましては、先ほどもありました評価また読み物教材を活用して、どのように道徳科の時間を充実させるかという指導方法の工夫改善、それを今年度さつき学園を研究指定校としまして、大学教授の指導・助言を受けながら授業公開また評価についての講義を聞く場など、道徳教育推進教師を中心としまして、一般教員も参加できるような形で進めてまいりたいと考えております。

○委員　　I C Tを主体的積極的に活用できる教科書という視点があるわけですが、本市はI C Tにかかわっては大変進んでいるというふうに思うわけですが、これを使って有効にできるような教科書というのは、基本的には文科省で定めたものを選んでいくという手続でしょうから、どれでも一応はあるものだとは思いますが、特にそのI C Tをより多くいろんな場面で使えるようにされているようなものを、優遇するというか、よ

りよいものとして判断をするというそういう趣旨なんでしょうか。ただ、一般的に本市ではICTが進んでいるということを長所として生かせるようなものを教科書として、できるだけ選んでいこうという趣旨なのかどうかそのあたりについて少し補足をしてほしいと思います。

○事務局 ICTの活用につきましては、主にはやはり教科書の中にある挿絵等も子供たちの思考を生むときの重要な教材というふうに考えておりますので、書画カメラ等で写すことで有効に活用できるものではないかと考えております。また、デジタル教科書につきましても、活用できる環境も大変進んでおりますので、その点につきましてもやはり考慮を一定する必要があるというふうに考えております。

○委員 道徳の教科書というのは、今までなかったわけでそういう意味ではある専門家と言いますかね、道徳の専門家って言われる方々が比較的少ないのではないかとというふうに思えるんですが、この教科書採択にかかわってどういうものいいだろうか、調査・研究していく上でどういう方々が選ばれるべきなのだろうかというのが気になったところではあるのですけれども、一般に教科があればそれは教科の専門の方々とかっていうのを考えればいいかなと思うのですが、大体どういうところでその道徳の調査・研究にかかわる方々を基本的には考えていくのか選んでいくのかというあたりについては、詳細ではなくて大ざっぱな話で結構なのですが考え方を教えていただけませんか。

○事務局 本市では守口市教育研究会という研究会がございまして、その中で道徳についても研究している部会があります。そういったところで調査研究が可能となっております。また、こちらでもこれまでそういう道徳教育の研究に携わっている教員というのは把握しておりますので、その中から調査員等適任者を選んでまいりたいと考えております。

○委員 これから教科書になるということで、今までは教科書ではなくあくまで資料だったと。ですから教科書になるという意味ですね、意義付けというのは非常に大きなものがあるというふうに思います。現場に対してもこの辺は教科書と資料はどう違うかということをしつちりと指導していただきたいというふうに思います。

もう一つつけ加えれば、教科書選定というと昨年度でしたか、大きな問題になりました。これ全国的に教科書会社が各学校現場あるいは調査員に対して研修費を払うとか、白表紙の教科書を置いていくとかいろいろあります。この辺が今後あってはならないことだというふうに思いますので、学校現場また調査員の方々にもぜひ周知をお願いしたいというふ

うに思います。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

○ 審議内容

報告第1号 平成28年度教育費補正予算についての意見

報告第2号 平成29年度教育費補正予算についての意見

【説明要旨】

○事務局 それでは平成28年度及び平成29年度教育費補正予算について御報告申し上げます。八雲東小学校、南小学校、寺方小学校、八雲小学校及び佐太小学校の5校の給食調理委託業務の期間が平成29年3月31日までとなっていますことから、平成28年度中に業務委託契約を行うために、平成28年度一般会計当初予算にて平成29年度から平成31年度までの債務負担行為を設定し、平成29年2月24日に5校それぞれにつきまして「条件付き一般競争入札」を実施いたしました。そのうち八雲東小学校、南小学校及び寺方小学校の3校につきましては、予定価格を大幅に超える結果となり入札不調となりました。不調となりました原因は給食調理業務委託の算出に当たりましては従前から学校規模に応じまして、必要な人員体制を見込んだ上で、業者から見積もりを取らず、契約実績をもとに積算しておりましたが、このたび入札が不調に終わりまして入札参加業者に問い合わせましたところ、本市の予定価格は他市に比べて低く、難しいとの回答が全てで特に調理員のアルバイトの確保について近年、大型ショッピングモールなどの惣菜等での需要が多く、体制を整えることが難しいとのことでした。そこで現在当該3校で給食調理業務を受託している業者2者と、入札に参加した業者5者及び、本市において他校で受託している5者と協議した結果、2者が具体的な協議意向を示していただき、協議を進める中で1者からは1校のみ、もう1者からは2校までとの回答がありました。また、寺方小学校と南小学校の両校では重度の食物アレルギー疾患の児童が在籍するなど、食物アレルギーのある持つ児童に対しましては、除去食対応を行っており小学校統合校においても適切な除去食対応を継続して行うことが安全な給食の提供となると判断し、委託期間を統合後の平成30年度から平成31年度までの2年間を合わせた3年間としました。そこで、受託可能な2者に見積もりを依頼した結果、平成28年度一般会計の債務負担行為については3校の限度額が5,400万円に対しまして、寺方小学校と南小学校の統合後の2年

間を新たに追加したことにより、大幅な増となっており執行予定額が1億2,721万4,000円となり、不足額7,321万4,000円の増額を、また平成29年度一般会計当初予算現年分につきましては、3校の当初予算額3,200万円に対しまして、執行予定額が4,753万9,000円となり、不足額1,553万9,000円の増額補正をさせていただいたものでございます。予算案につきましては教育委員会にお諮りし、御意見を頂戴し御決定いただく事項ではありますが、平成28年度中に業者を決定し平成29年4月12日から新年度の小学校給食を実施する必要がありましたことから、児童への給食の安定確保の緊急性を要し、定例会の開催日程の関係上、教育長に対する事務委任規則第3条に基づき、臨時代理として対応せざるを得ない状況となりました。大変申し訳ありませんでした。今後は11月までに入札事務を行うよう事務改善を図るとともにスケジュール管理を徹底してまいります。また、事業費の算定にあたりましては、数者からの見積もりを徴収し、適切な状況把握に努めてまいります。なお、3校での4月12日以降の給食業務につきましては4月5日及び4月10日の試食会を経まして、現時点では大きな問題なく開始できましたことを合わせて御報告させていただきます。大変申しわけありませんでした。

【審議状況】

○委員 2月にですね、入札でございますか、結果芳しくなかったということでございますけれどもスケジュール管理に努めてまいりますということでございますが、改めてこんなことはあってはならないことですので、どのようにスケジュール管理に取り組みたいかと思っております。

○事務局 先ほど申し上げましたとおり、11月までには業者が決定するように入札業務を行いたいというふうに考えております。

○委員 今までの業者のほうがですね、非常に低価格で苦しんでおられたということですか。そういう状況把握をできる方法はなかったのでしょうか。

○事務局 御指摘のように今まで予算の積算につきましては、従前の契約金額をもとに算定しておりましたので、業者からの見積もり等を徴収せずに行っておりましたので、今後につきましては、数者から見積もりを徴収して予算の適正な確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員 給食なしというわけにはいきませんので、これでやむを得ないと思うのですが、

新たな契約の価格でございますが、この価格の適正かどうかということに関してはどのようにお考えですか。他市との比較はどうですか。

○事務局　今回入札が不調になりまして他市の契約の状況等を見ますと、やはり本市予定価格予算のほうが極めて低かったということも状況としてつかめてきましたので、先ほど申し上げたとおり数者から見積もりを徴収して適正な予算確保をしてみたいというふうに考えております。

○事務局　このたびの業務委託料そのものが適正であるかどうかということにつきましては、当然業者の見積もりと他市の状況、そういった部分を比較させていただいた上で最終的には今回お願いしている価格が極めて高いというようなことではございません。ただ実際のところ学校現場で除去食対応の子供さんが多い場合については、体制につきましてもより安定化を図る上で増分もあるのかなというふうには思っておりますけども、今回の価格は極めて高いというようなことではございません。

○委員　少し学校給食にかかわる初歩的なことを含めてお尋ねするのですが、これを見ますと平成29年度から平成31年度までの3年間で予定をして、全ての学校が一斉にということではなくて、幾つかの学校ずつ交代にずらして契約をしていくという形になっているわけですから、今年はこのことであるということだったとしても来年度はまた次のステップが追っかけて来るわけでございますので、先ほど11月頃までには決めたいというスケジュール管理をきちんとして決めたいとおっしゃったわけでございますから、そのようにしていただくということをお願いしておかなくてはいけないわけですが、基本的に2月24日に入札をしたこと自体が今回のことに関して言えば、結果として教育委員会にけることもできずに、教育長の専決あるいは市長専決というような形にならざるを得なかった。これはあくまでも子供たちが給食が食べられないということにならないよというこの配慮によって重ねたことであって望ましいことではないというのは御承知のとおりであって、したがって今後はそういうことがないようにという趣旨でおっしゃった。これは一つ問題点だったことだと思いますが、さらにもう一つはいま話題になりました価格をですね、適切な価格をうまく設定することができるように、準備もしてきちっと適正な価格で入札が成立するように進めていくということで、大きく今回2つの問題点があったと思うわけで、その2つを並行してやっていきますというお話だったということで、理解しているんですが一般的な話として子供たちが、このように教育委員会が余分な

お金、相当多く多額のことを今まで以上に使わないといけないというような状況の中で、子供たちの例えば給食費であるとか、そういうことに影響がないんだろうと思いつつも不安でありますので、その点の確認と子供たちといっても保護者ですよね。子供たちが食べる給食に影響がないのか、保護者の負担は問題なくふえるということはないのかというあたりについて確認をしておきたいと思います。

○事務局　御質問につきましては、今回調理業務委託に係る、業務委託料ということで調理業務の人件費部分の委託料となっておりますので、保護者負担の給食費につきましては、食材費ということで全く影響はないというふうになっておりますので、あと、給食費につきましては食材費で従前どおり確認させていただいてるものでございますので、影響はございませんのでよろしく申し上げます。

○委員　それに関連してもう1点ですが、いまお話のとおりでいろんな諸般の事情でこういうふうになってきているということは、来年また3年計画で入札をかけたら高いほうの価格で出てくるんだろうなというふうに思えるわけです。そうすると今まで比較的安くやってくれてた業者さんに対してはある意味不公平感というか、進行形にいつてるやつ何年かずれていつてるわけですから、新たにやるやつは高くなるけれども、今までのところは安かった。今までの安かったから今回も安くいけるだろうと思ってそうはいかなかったという流れですから、少し今後の更新とかというところで引き続きやってもらえるかどうか、あるいは新委託業者にせざるを得ないのではないかとこのあたりにかかわって、業者が確保できるのかどうかという若干の不安があるんですが、そのあたり見通しについてはいかがでしょうか。

○事務局　今回以降の平成29年度に行う入札、平成30年度以降の委託に関する分につきましては、平成29年度の当初予算で3年間の債務負担行為を設定しているわけですが、それにつきましても今回と同じような積算で行っておりますので、再度業者から見積もりを徴収してその予算額でいけるかどうかを含めまして、必要に応じて増額の補正のほうをお願いする必要があるかというふうには考えておきまして、再度平成29年度は、今回このように補正予算あげさせてもらい報告という形になりましたけども、次につきましては教育委員会、議会のほうで御審議いただくようなスケジュールで予算の確認確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員　それに関連しましても、業者が守口市だけではなくて、他都市とまたがってな

さってるというような場合もあり得ると思うんですよね。そうするとよその市での価格と守口市での価格とが、それほどに差があるとかないとかっていう問題というのは、現実の問題として業者のほうではわかってるわけですよね。そういうところのトラブルではないですけども、安過ぎるよというような話は今まで守口市に対してなかったのかどうかというのを最後に確認しときたいです。

○事務局　今回不調になったときに業者のほうに問い合わせしましたら、やはり本市のほうが高い、他市に比べて低いということで、それ以外につきましては入札に参加されてる業者が前年度まででしたらおりまして、落札もできておりまして、そんなわけで本来であれば入札に参加辞退とかされた業者にどうして今回辞退したのかということで、その辺の他市の状況も含めて把握すべきところが、今回把握できてなかったということもありますので、新年度につきましては、他市の状況も含めて状況等把握して予算確保していきたいというふうに考えております。

○委員　今回の執行予定額が1.5倍とか相当高くなってのわけですよね。そうすると5校のうち3校が不調に終わったけど2校はこの限度額で受けてくれたわけですよね。ということはですよ、そこは相当無理してるのかなという気が素人考えで申しわけないんですが、そういう気がするんですけども、そこに対して契約ですから、それはそれでいいんでしょうけれども、何か私としては後々業者として入っていただくということを今後想定していくならば、何がしか考える必要がないのかというのがちょっと素人考えであるんですけど、そういうことは割り切ってもう決まっていることだから、全然問題なく決めてある範囲の中ではそのままやってもらうというふうに考えるというのでいいんですか。

○事務局　今回落札した2者、現行につきましても、業者として予定価格を公表した上で入札に参加して落札してもらっておりますので、3年間についてはその金額でやっていただけるものというふうに考えております。なお2校につきましては、今までの従業員さんをそのまま新たな3年間もということで、その辺の経理的な増加がない分、そのまま継続できたのかなというところもありまして、今回の参加の2校につきましては、その落札した金額でしていただけるというふうに考えております。

○委員　食の内容ですね、量であったり質であったり。そのあたりのチェック体制はどうなってるんですか。

○事務局　食材につきましては、市のほうが一括して購入して各学校のほうに納入させ

ていただいておりますので、委託業者が変わる変わらないにかかわらず、市のほうで安全な食材を発注させていただいております。

○委員 さっき私がお尋ねしたのは安かろうが悪かろうがじゃないけれども、契約をちゃんとしたんだから、その範囲内で高いところに負けないようにきちんと仕事してくれるでしょうね、安全なんでしょうねということをお願いしたかったので、いま食材に関しては別の形で市が一括して購入して、それを調理してもらうということだから食材については問題ないと思うんだけど、やはり食事をつくる側、つくる立場の人たちが入札価格が高かろうが低かろうが、子供たちの安全のためにきちんとやってくれるということが、担保できるのかということが若干心配だったからお尋ねしたわけで、このあたりの指導も含めてきちんとやっていただければというふうに思います。いずれにしても、子供たちの給食が安全に遂行されるようにということで、十分注意もしていただきながらこの3年間やっていただきたい。今後新しく契約するところについては周りの状況も十分勘案した形で時期も含めて、適切にやっていただくということでありますので、そのようにしていただければというふうに改めてお願いしときたいなというふうに思います。

○委員 とにかく今回については絶対あってはいけないことで、今後ですね、安定して保護者に対して説明できるようにしていただきたいというふうに思います。また、教育委員会議で決めるわけですから、教育長専決という形はよっぽど緊急避難的なことでなければならぬというふうに思います。今回はやむなく教育長専決あるいは市長専決をお願いをしたわけですから今後はこういうことがないようにお願いを申し上げて教育委員会議でしっかり議論をして決めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○上記の質疑の後、原案通り承認。

報告第3号 守口市教育委員会事務局職員の人事異動について

【説明要旨】

○事務局 それでは報告第3号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」につきまして御説明申し上げます。

教育委員会事務局職員の任命につきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第17号により教育委員会での決定事項でございますが、時間の関係上教育長に対する事務委任規

則第3条第2項により教育長により臨時代理をさせていただきました。平成29年3月24日付け、3月31日付け、4月1日付けで辞令発令を行いました。以上報告申し上げ御承認いただくものでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

【審議状況】

原案通り承認。

○ 審議内容

報告第4号 守口市指定文化財保護基準について

【説明要旨】

○事務局 それでは、守口市指定文化財保護審議会からの答申につきまして御報告を申し上げます。

平成29年3月教育委員会定例会におきまして市指定文化財を定めるための守口市文化財保護審議会への諮問に関しまして、御決定いただき平成29年3月23日付で守口市文化財保護審議会に対しまして、守口市指定文化財指定基準（案）についての諮問をさせていただきました。このことにより同審議会におきまして諮問内容を審議いただき、同月29日付で原案の内容が適当であると、その答申を受け施行日を平成29年4月1日とし、守口市指定文化財指定基準を定めさせていただきました。今後の文化財の指定におきましては、当該基準に基づき行ってまいります。以上まことに簡単な説明ではございますが、守口市文化財保護審議会からの答申につきまして、御報告させていただきます。

【審議状況】

○委員 今回のはじめて市の保護基準をつくられたということなんですが、今までは国の基準に沿ってたということなんですが、市の基準になって大きく変わった点というのはあるんでしょうか。

○事務局 全体を見ましてそんなに大きくは変わっておりませんが、大阪府、国との違いで規模の違いもございますから、その点でちょっと変更させていただきました。

○委員 文化財がいま非常にまた見直されてきて、いろんなところで注目を上げてくるだろうと思います。守口では余りないだろうと思いますけども、地下埋蔵物か何かが出てきたそういった場合は、これとは違った法的なことでやられると思うんですけど、例えばそういう法律はどんなものがあるのですか。

○事務局　文化財保護法の第96条に遺跡の発見に関する停止の命令等ございまして、その土地の所有者に対しまして期間及び区域を定めまして、その形状を変更することのないような停止命令を命じることができるとなっておりますので、それにしたがってさせていただきますようお願いしております。

○上記の質疑の後、原案通り承認。